随意契約理由書

件名	令和 7・8・9 年度(2025・2026・2027 年度) 豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業
契約の相手方	株式会社ハートコーポレイション
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	「豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業」は、小学校及び義
	務教育学校(前期課程)(以下「小学校等」という。) においては、児童が
	言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを
	図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親し
	ませながら、コミュニケーション能力の素地や基礎を養うこと、中学校及
	び義務教育学校(後期課程)においては、小学校等で育まれた素地や基礎をふ
	まえ、生徒の英語学習能力の向上と実践的コミュニケーション能力を育成する
	ことを目的として実施しています。
	令和 7・8・9 年度(2025・2026・2027 年度)は、公募型プロポーザル方式
	により委託事業として事業実施団体を募集し、プレゼンテーションを実施、
	そして、豊中市立学校における外国人英語指導助手派遣事業に係る審査委
	員会が審査しました。その結果、株式会社ハートコーポレイションは、豊中
	市立学校における外国人英語指導助手派遣事業の状況を良く熟知しており、本
	業務で求められる児童生徒のコミュニケーション能力の育成を理解した上
	で、これまでの豊富な経験・実績から高い専門性と豊富な経験を有した外国人
	英語指導助手の派遣提案がなされており、本業務が効率的・効果的に遂行され
	ることが期待できることから、受託候補者としてふさわしいと判断したため、
	業務を委託することを決定いたしました。
備考	